省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	(単位:千円)	政府予 算案へ の分類	政府予算案への 反映の状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	(半位:1万)	構想 (プロ ジェク ト)管 理番号	支援措置 提案事項 管理番号	都道府	提案主体名	構想(プロジェクト)の 名称	制度の所 管府省庁・ 関係府省 庁
経済産業省	1110110	八戸市民エネルギー会 社によるマイクログ リッド事業化促進計画	者支援対策費補助	新エネ法に基づき認定を受けた利用計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対し、事業費の一部を補助。補助対象事業費には、新エネルギー導入事業に必要な機械装置等の設計費、設備費、工事費等が含まれている。	A	マイクログリッドの事業化を進めるに当たっては、需要サイドの情報を定量的に把握し、システム設計を入念に行った上で、事業性の評価を行うことが必要であると考えられることから、地域新エネルギービジュンを定等事業の補助対象として新たに、地域創発型需給一体ビジネス等事業化可能性調査」を創設・増額要求し、マイクログリッドによる地域を挙げた新エネルギー導入の事業化フィージビリティスタディ調査に対する支援を強化する予定である。	(目)地域エネルギー開発利用等促進対策費補助金(目細)地域新エネルギー・省エネルギービ	1,401,333		地域新エネルギービジョン策定等事業の補助 対象として新たに「地域創発型需給一体ビジ ネス等事業化可能性調査」を設け、マイクロ グリッドによる地域を挙げた新エネルギー 入の事業化フィージビリティスタディ調査に 対する支援を強化することとした。	(項)エネルギー需費 (首) 地域エネ (首) 地域エネ (首) 地域利用等 環費補助金 新エネ (日ギー・選組)・ (日ギー・ (1年 - ビー・ (1年 - ビー・	1,704,000	1304	13042010			八戸市民エネルギー 会社によるマイクロク リッド事業化促進計画	が 経済産業省
経済産業省	1110060	関係市町村が連携して取り組む地域再生計画		産業再配置促進費補助金については、18年度要求はせず廃止。一方、複数市町村が連携して取り組む産業施設の集約化・合理化等について支援する補助制度を18年度に要求。一方、平成17年度からは、多くの中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的・広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。	B-2	1. 平成18年度に要求している複数市町村連携型の施設集約化等のための予算等については、ご提案も踏まえ前向きに検討してまいりたい。2. なお、中心市街地関連予算については、現在、審議会等多方面で法律の見直しも含めた議論が行われているところであり、これらの議論を踏まえながら検討をしてまいりたい。				広域市町村が連携して自律的な経済発展へ向けた取組を行えるよう、広域市町村が行う産業施設の集約化等に対する支援を実施する。	(項)地域活性化対 策費 (目)新事業支援施 設整備費補助金	440,000	1198	11982010	長野県 以都県 で 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		関係市町村が連携して取り組む地域再生計画	
経済産業省	1110040	みんなで進める中心市街 地ワクワク夢再生構想		中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。平成17年度からは、多(の中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的、広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。なお、三位一体改革により中心市街地活性化関連支援権のうち、「商業・サービス業集積関連施設整備事業」については平成16年度をもって廃止し、「中心市街地活性化総合支援事業」については平成17年度をもって廃止することとなっている。	c	版本目的のトで美心されてあり、こ徒条のように これらを一本の交付金にすることは、一部の政策 目的が達成されないおそれが生じるため適当で はない。 今後とも、中心市街地活性化に向け、できる限り が無的、効率のか施等展開が図られるよう。 条後	(項)中央企業 (目)中央 (目)中央 (目)中央小企企 (目)中央小企企 (目)中央小企企 (目)中央小企企 (目)中央小企企 (目)中央 (日)中央						1104	11042010		愛媛県新居浜 市、株式会社 まち協ネット ワーク	みんなで進める中心 市街地ワクワク夢再 生構想	
経済産業省	1110070	地域再生基盤強化交付 金の拡充(ソフト版まちづ くり交付金の創設)		中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。平成17年度からは、多(の中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的・広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。	C	はない。 今後とも、中心市街地活性化に向け、できる限り 効果的、効率的な施策展開が図られるよう。冬巻	(項)中小企業対策 費(目)中小企業対策 (目)中小企業補助 企業補助中化 提等知)戦等補助中化 街地等等補助中化 街地等等活助。 (目)中消策的等 销略商費 質略的等 (目)中对策中对策中对策中对策中对策中对策中对策中对策中对策中对策中对策中对策中的等						1211	12112010	滋賀県	浜大津観光協 会	浜大津· ウォーターフ ロント再生プロジェク	経済産業省 国土交通省 文部科学省
経済産業省	1110080	地域再生基盤強化交付 金の拡充(ハード版中心 市街地活性化及び観光 交流空間創生)		中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。平成17年度からは、多くの中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的に域的な連携等を図入ード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。	С	現状の中心市街地関連の補助制度は、様々な政策目的の下で実施されており、ご提案のようにこれらを一本の交付金にすることは、一部の政策目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 今後とも、中心市街地活性化に向け、できる限り効果的・効率的な施策展開が図られるよう、各省庁とも連携して「選択と集中」により補助金を交付する仕組みについて検討してまいりたい。	(項)中小企業対策 費 (目)中小企業経営支 援等対策費補的中心市 估地商業等活性化支 援事業費補助金 (目細)戦略的等活性 (目細)戦略商業 (目細)戦略商業 (目細)共 (世級) (世級)						1211	12112020	滋賀県	浜大津観光協 会	浜大津・ウォーターフ ロント再生プロジェク	経済産業省 国土交通省 ト 文部省 環境省

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	政府予 算案へ の反映 の分類	政府予算案への 反映の状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	予算額 (単位:千円)	構想 (プロ 支援指] ジェク 上)管 理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の 名称	制度の所 管府省庁・ 関係府省 庁
経済産業省	1110100	協働・多機能・多層化 によるインテリジェン トシティ構想		中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備 改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進するもので、国は、同法第6系の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。 平成17年度からは、多くの中心市街地の範となる地域における中小商業等を中心とした先進的「広域的な連携等を図るハード・ソフト事業に対して、関係省庁と連携した支援措置を創設し実施している。なお、三位一体改革により中心市街地活性化関連支援策のうち、「商業・サービス業集積関連施設整備事策については平成16年度をもって廃止り、で中では平成16年度をもって廃止り、では平成16年度をもって廃止り、で中では平成17年度をもって廃止りることとなっている。「リハベーション補助金」は、商店街振興組合等が、中心市街地活性化総令支援事業、については平成17年度をもって廃止することとなっている。「リハベーション補助金」は、商店街振興組合等が、中心市街地活性化法等の認定を受けた事業計画の基盤を関する事業とアーケード、カラー舗装等の商業基盤施設や高事業に対して、地方自治体と協調しつつ補助するもの、現在、中心市街地活性化活第の第にを受けてあるにあたっては、同目計とないた。「中心市街地活性化法第20条に基づく中小小売商業高度化事業計画の認定は多り条に基づく中小小売商業高度化事業計画の認定は多いでは、「中心市街地活性化法第20条の規定と国事務処理要領平成15年6月17日最終改正」に規定されている。	~ C D	現状の中心市街地関連補助制度は、様々な政策目的の下で実施されており、これらを一本化した交付金制度にすることは、一部の政策目的が、達成されない恐れが生じるため適当ではない。今後とも、より効果的かつ効率的な施策展開を行うよう、各省庁との連携を強化して「選択と集中」により補助金を交付する仕組みを検討して「選択と集中」により補助金を交付する仕組みを検討してまいりたい。 各省庁が全国に散在する数支援の是非画を一件ずつ精査し、当該計画に対する数支援系素・をには、現在の執行は、定量的な数値に関係することは、現在の対けな制と、不可能。補助事業全の沖煙の向上、顧客満足度などの定性的な互標のみで判断することは適当ではない。中小小売商業高度化多ました名。中小小売商業高度化多まのでは、現在まちづくり3法の見直しを踏まる。中心・市街地活性化法施行令の改法律の見直しを踏まえ、国としての役割を検討しているところ。中心・市街地活性化法施行令の改正を行い、平成17年4月からは、「TMOになり得る主体」として、一定の要件を満たしたNPO法人を追加する措置を行ったところ。	(日細)中小間集乃住 化支援補助金(うち商 業基盤施設等整備)						1296 1296201) 東京都	株式会社まち づくり三鷹	協働・多機能・多層化によるインテリジェントシティ構想	経国総厚文経国総厚文経国総厚文省省省 省省 省省 省省 省省 省省 省省 大田 東京
経済産業省	1110090	新世代型高齢者を中心と した生涯現役型社会の創 出	会議事業活の会議の会議事業活、標準等法、標準等法、標準等法、標準等法、標準等がの会工ので、別規定の会立及で、日本の会議の会立なび、日本の会議の会立及で、日本の会議の会立ない。日本の会議の会議の会議の会議の会議の会議の会議の会議の会議の会議の会議の会議の会議の	創業や新事業展開等を促進するため、全国の商工会・商工会議所において「創業塾」・「第二創業コース・を開催し、創業のための実践的な能力の修得や、新事業展開等に必要な経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援している。全国統一演習研修事業全国の商工会・商工会議所の経営指導員の資質向上を図るため、全国商工会連合会において、全国統一のカリキュラムによるインターネット上での能力開発システムを運営し、研修及び研修評価試験を実施している。	С	現状の人材育成関連の補助制度等は、様々な政策目的の下で、実施されており、ご提案のようにこれらを一本の交付金にすることは一部の目的が達成されないおそれが生じるため適当ではない。 ご提案において、例示のあった各事業の政策目的を達成するためには、全国商工会議所が有する中小企業支援のノウハウを活用することが最も効果的であるため、交付先の弾力化は困難である。	(目) 事業環境向上等基環境向上等表訊費(目細)人所,其實數學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學						1246 1246201)福岡県	福岡県北九州市	新世代型高齢者を中心とした生涯現役型 社会の創出	厚生労働省経済産業省
経済産業省	1110050	補助金制度の改革		-	С	IT関連施策に関するご提案については、地方自治体がIT関連施策に関するご提案については、地方自治体がIT関連施策に係る情報提供窓口の構築に際して、当省が実施しているIT関連施策に関する情報提供等の協力要請依頼があった場合には出来る限り情報提供等協力を行った場合には、日本補助金の申請窓口を地方自治体に移管することについては、地方分権の流れと逆行することから対応は困難であると考える。	-						1117 1117201) 広島県	個人	地域生活情報ネット ワーク構想	総務省 経済産業省
経済産業省	1110120	地域連携事業(複数地域	中心市街地におけ る市街地の整備 番及び商業等の活 性化のる法律 に関する法律	中心市街地活性化法は、中心市街地の活性化を目的として、関係8府省庁の連携のもとに「市街地の整備改善」、「商業等の活性化、を一体的に推進するもので、国は、同法第6条の規定に基づき市町村が策定した「基本計画」に定められた事業に対し重点的に支援を行うこととなっている。	D A	複数地域で同様の事業を行う場合の同時採択に係るご提案については、当該事業が現行の補助金適正化法の執行の範囲内で可能なものであり、補助事業の採択保仲に合致するものであば、対応可能である。また、事業の採択に当たっては、個別の提案内容に応じて判断する必要がある。なお、地域活性化に効果のあった事業についてそのノウハウをまとめ、それを他の地域において普及させることは重要であると考えており、来年度の概算要求において成功ノウハウのマニュアル化を目指した調査研究を行うため予算要求を行う。	(項)中心中街地商業 等活性化対策費 (目)中心市街地商業 等活性化支援業務委 託費	499,477の内数		他地域の参考となる中心市街地活性化の先進 的事業手法等を他地域に普及(水平展開)するため、そのノウハウのマニュアル化を目指した調査 研究を行うための予算を要求、政府予算案へ反映した。	等活性化対策費 (目)中心市街地商業	488,836の内数	1317 1317201) 東京都		地域間交流と地域の 拠点づく!)事業	経済産業通 電力 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	政府予 算案へ の分類	政府予算案への 反映の状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	(半位,1万)	構想 (プロ ジェク ト)管 理番号	支援措置 提案事項 管理番号	都道府	提案主体名	構想(プロジェクト)の 名称	制度の所 管府省庁・ 関係府省 庁
経済産業省	1110010	店舗集団化事業に伴う高度化資金の対象組合員数に係る要件緩和	性化の一体的推進 に関する法律第2 0条の規定に基づ 〈中小小売商業高 度化事業計画の認	(祖) 中小正素母盤整備機構の無利力・耐員を実 ける場合には、店舗集団化事業の場合、中小小 売商業振興法又は中心市街地活性化法に定める 高度化事業計画の認定を受けなければならな い、事業協同組合が店舗集団化事業を行う場合 の認定の基準として、組合員数に関しては、中小 小売商業振興法施行規則第9条第3項に、原則と して二十人、特別の事由がある場合には5人又は、東	С	中小小売商業振興法に定める店舗集団化計画は、商店街の区域でない区域に新たに複数の中小小売商業者が店舗を設置する場合を主として考えて、組合等の構成員を原則二十人としているものである。しかしながら、東京都特別区や人口の万人以上の一定規模の市のように、相当規模の商業集積を新たに図ることが用地の確保等により難しい場合などを配慮して、特別の場合として構成員数の緩和をしているものである。ただし、上間理由以外にも、高度化事業計画の認定を受けることができる特別の理由があることから、本提案に関するプロジェクトについても、事業内容を(独)中小企業基盤整備機構等とよく相談されたい。	-						1004	10042030	宮崎県	日向商工会議所	ひゅうが市都心空間 創出プロジェクト	経済産業省
経済産業省	1110020	商業高度化資金融資対 象項目の拡大	小企業基 構法施行で ・独立学表 ・独立学基 ・独立学 ・独立業 を構造 を構造 を構造 を は に は は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に は に に は に に は に に は に に は に に に に に に に に に に に に に	提案事項は、集積区域整備事業に係る提案であると思われるが、当該事業の概要は以下のとおりである。 <事業の実施主体> 商店街振興組合、事業協同組合等及びその組合員 〈事業の内容> 商店街の街並み整備を図るために行う組合の共同施設(アーケード、カラー舗装、駐車場等)の整備と経由会員の店舗の改装・改築 〈貸付対象> (1)組合等の共同施設(アーケード、カラー舗装等)の整備資金(土地、建物、構築物又は設備) (2)組合員の店舗の改装・改築資金(土地、建物に限る。)	С	集積区域(商店街)整備事業は、商店街振興組合(又は事業協同組合)とその組合員が、商店街の 魅力の向上と来街者の利便性の向上等を図ることを目的として実施する街並みの整備事業である。高度化融資については、本事業の目的達成に必要不可欠な組合の共同施設(アーケード、カラー舗装、駐車場等)の整備資金と各組合員が統一コンセブトのもとに実施する店舗の改装・改築のための資金を融資するものである。したがって、御提案にある個別企業の什器備品については、街並み整備と直接関係がないため貸付対象とすることはできない。		-					1004	10042040	宮崎県	日向商工会議所	ひゅうが市都心空間 創出プロジェクト	経済産業省
経済産業省	1110030		中小企業信用保険 法第2条	中小企業信用保険法上、NPO(非営利法人)は 信用保証の対象外としている。	С	NPOが中小企業と扱われていない現状において、信用保険の対象とすることの是非を検討するためには、NPOの活動実態や収益事業の状況、資金ニーズ等の実態を把握の上、中小企業振興の観点からの必要性を含め、総合的に検討する必要があるが、現状かかる情報が極めて不十分な状況にあることから、これらの整備状況を見つつ、慎重に検討する。	-						1017	10172010	秋田県	秋田県	あきた地域力活性化 ブラン	経済産業省